

富里市

第46号 令和8年1月

発行 富里市農業委員会

農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 ☎0476(93)6494 (直通)

富里市ホームページ <https://www.city.tomisato.lg.jp>



令和7年11月16日、産業まつりが開催され、富里中央公民館にて農産物共進会が行われました。
今年は人参や大根等の根菜類に加え、柿、梨、柚子などの果実類も数多く出品されました。



会長
相川 克義



新年あけましておめでとうござい
ます。

日頃より、本市農業委員会の活
動に対し、御理解、御協力を賜り
深くお礼申し上げます。

令和7年は記録的な猛暑や不安
定な天候が続きました。一方で、
大きな影響がありました。一方で、
全国的に米等の農作物の価格は上
昇傾向であり、需要の引き締まり
が感じられる年でもありました。

しかしながら、肥料や燃料など
の資材価格は依然として高騰し続
けており、農業経営を取りまく環境

は厳しい状況が続いています。

令和8年は、農業委員及び農地
利用最適化推進委員の改選の年を
迎えます。

これまでの活動をしっかりと受
け継ぎ、地域農業の発展と農地の
保全に向けて、さらに歩みを進め
ていきたいと考えております。

本年も、委員一同、地域の皆様
とともに富里の農業を発展させる
べく活動を続けてまいります。

皆様のより一層の御支援、御協
力をお願い申し上げ、新年の御挨拶
とさせていただきます。



農業委員会の役割

農業委員会は、農地法に基づき地域の大切
な農地が「守られ」、「活かされ」、「次の世代に
つながる」ように調整する公的な組織です。

主に農地の売買や、権利移動を法律に沿っ
て適切に利用されるかを審査・許可します。

また、使われていない農地を減らす取り組
みや、未来を担う農業者を支援し地域農業
を支える活動をしています。

「農業委員」

農業委員は、農業者の代表として総会に出
席し、農地の売買、転用の許可等を法令等に
基づき、公平な立場で判断をする役割を担っ
ています。

「農地利用最適化推進委員」

農地利用最適化推進委員は、実際の現場
を中心に活動しています。

地元農家を訪問し問題を解決したり、新規
就農を希望する人の相談に乗ったりします。

地域の状況をよく知る強みを生かして、
農地が効率的に利用されるようなサポート
を行っています。

農業に関することで困りごとがあれば、
農業委員会にご相談ください。

農地を売買・転用するには許可が必要です！

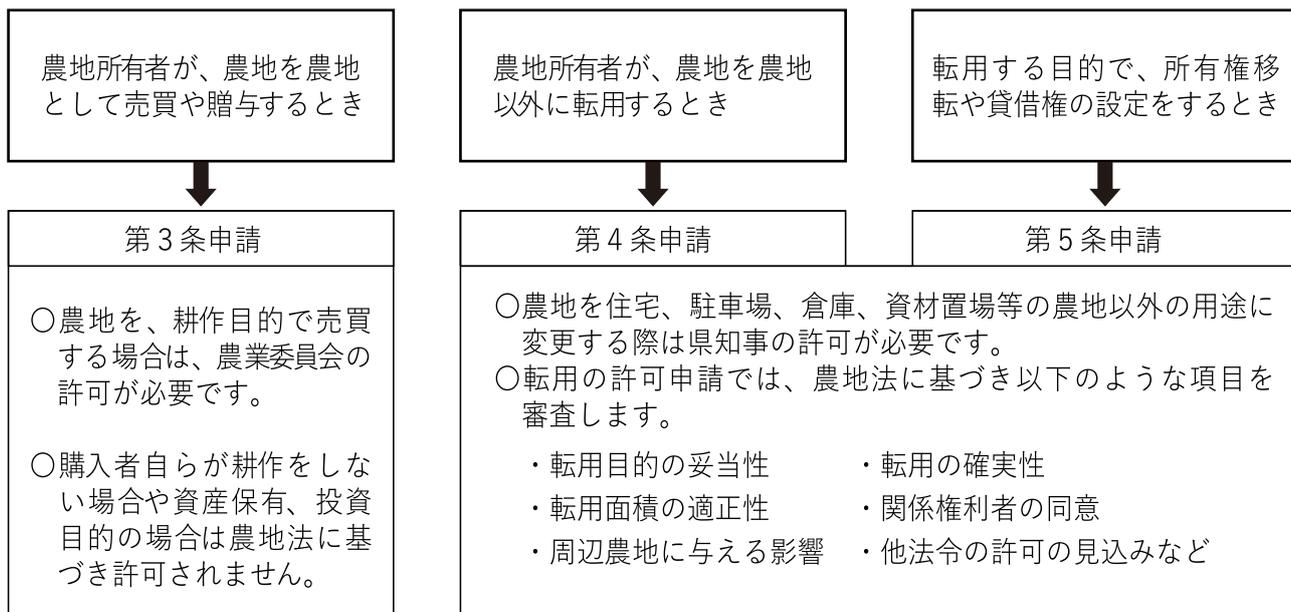
○農地とは「耕作の目的に供される土地をいう」(農地法第2条第1項)

また、「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくても客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められるものであり、休耕地や不耕作地も含まれます。

◎登記簿上の地目が畑や田以外でも農地法上の農地として扱われる場合があります。お気軽に農業委員会へご相談ください。

**富里市では毎月17日から23日まで許可申請書の受付を行っています。
期間を過ぎてしまうと受付ができませんのでご注意ください。
23日が休日の場合はその前日までが受付期間です。
受付前の事前相談は随時行っています。**

許可申請の流れ



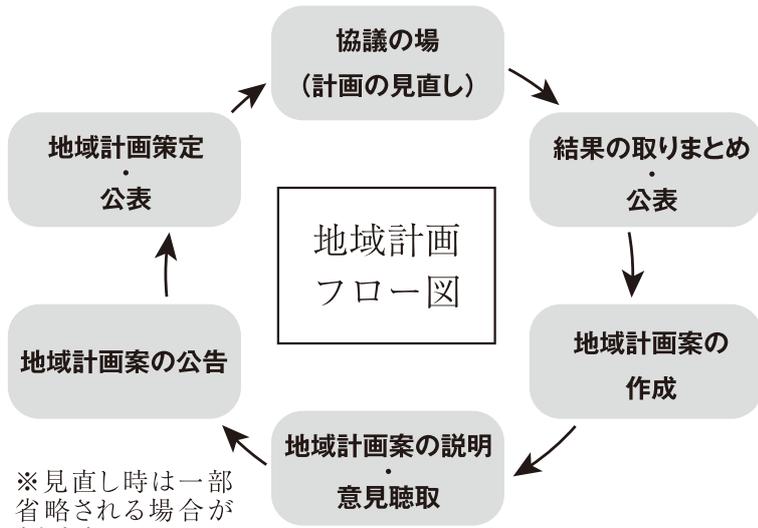
自分の農地であっても無断で転用することは違法です。

許可を受けずに転用することや、許可に係る事業計画通りに転用しない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の措置命令が下される場合があります。

これに従わない場合、3年以下の拘禁または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)が科せられる場合があります。

まずは農業委員会にご相談ください。

策定(変更)までの流れ



※見直し時は一部省略される場合があります。

問い合わせ先
富里市役所農政課
TEL 047619314943

詳しくは農政課へ
お問い合わせください。

- 輝け！ちばの園芸次世代産地整備支援事業
- 農地利用効率化等支援交付金等

(例)

地域計画に位置付けされることで様々な補助事業を受けるために有利になります。

補助事業

「地域計画」とは

農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される将来の農地のあり方を見える化したものです。10年後の農業を見据え、地域特有の問題点を一丸となって解決していくため、各地域で営農をしている農業者や後継者の参加がとても重要です。

貸借の方法が変わりました。

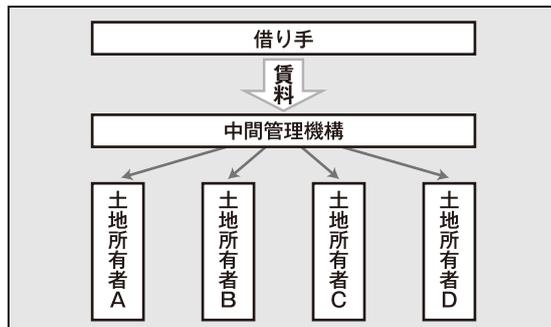
農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末で利用権設定の手続きが終了しました。これに伴い農地の貸し借りの方法は、農地法第3条又は農地中間管理事業の二本になりました。

農地中間管理事業の貸借期間は、耕作者が効率的に農業を行えるように原則10年となっています。ただし、希望があれば貸借期間を5年まで短縮することができます。

また、双方の同意があれば貸借期間内の解約も可能です。

中間管理事業の主なメリット

①土地賃借料支払の簡略化



中間管理機構が一括で賃料を銀行口座から引き落とし、それぞれの土地所有者へ土地賃借料を支払います。支払いに手数料は発生しません。

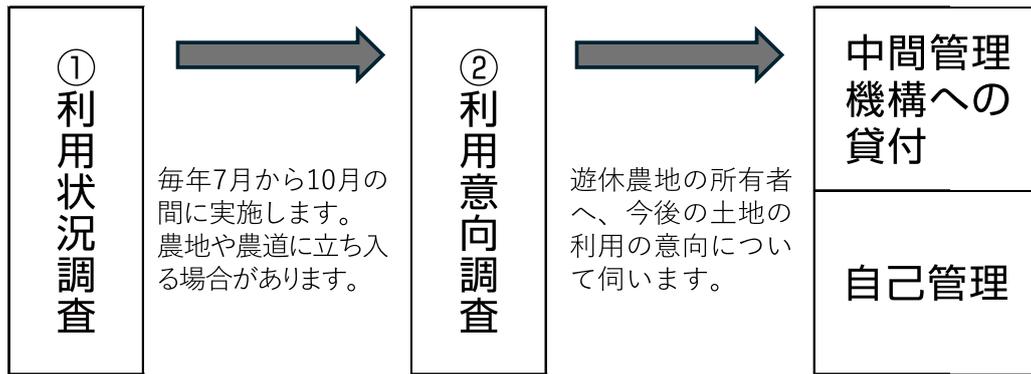
②何らかの理由で借り手が耕作できなくなり、農地を返されてしまった場合、新しい耕作者を探す期間(最長1年間)中間管理機構で農地を管理します。

問い合わせ先
農政課 基盤整備班
TEL 047619314944
農業委員会事務局
TEL 047619316494
農地中間管理機構
TEL 043122313011

利用状況調査 ～遊休農地の解消に向けて～

農業委員会では毎年遊休農地等の状況を把握するため、農地法の規定に基づいて利用状況調査を行っています。

遊休農地に判定された農地の所有者に対して利用の意向を確認し、農地の適正な管理をお願いしています。



農地の適正管理に努めましょう

農地所有の皆さんには、農地を遊休農地にしないよう、日頃から草刈り等の適正管理をお願いします。

農地を管理することが難しく感じた場合には、農業委員会又は農政課で農地の貸し借りについて相談ができます。

荒れ果ててしまうと借り手が見つからない場合もありますので、お早めの相談をお願いします。

遊休農地とは

- 一年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- 周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

相続登記申請はお早めに

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続人は土地や建物などの不動産の相続の開始を知った日から3年以内に相続登記をすることが義務化されました。

詳しい内容については千葉地方法務局成田出張所までお問い合わせください。

農地を相続した場合には農業委員会に届出が必要です

相続により農地を取得した場合は、相続した農地がある市町村の農業委員会に届出が必要になります。

届出の様式は農業委員会窓口のほか、市公式ホームページからダウンロードができます。相続した農地を管理できない場合は、荒らしてしまう前に農業委員会にご相談ください。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は旧制度の賦課方式から一新し、**積み立て方式**になりました。

○農業者年金の加入資格は3つ

- ①年間60日以上の農業従事
- ②65歳未満（1ヵ月だけでの加入でも年金を受けとることが可能です）
- ③国民年金第1号被保険者



○保険料の設定は基本2万円から6万7千円

千円単位で自由に変更ができ、35歳未満の方は月1万円から加入できます。

○終身で年金を受け取ることができ、一時金も

農業者年金は「終身保険」のため一生涯年金を受給できます。

万が一、80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。

● 農業者年金加入資格 ●

国民年金
第1号被保険者

65歳未満
(1ヵ月だけでの加入でも
年金を受け取る
ことが可能です)

年間60日以上の
農業従事



農業委員会事務局
Tel 0476-931-6494
富里市農業協同組合総務課
Tel 0476-931-2111

もしくは農協にご相談ください。
詳しくは農業委員会

- ・将来年金として受け取る際も控除の対象
- ・保険料の運用益が非課税
- ・保険料は全額社会保険料控除の対象になります。
- ・さらに同一生計の家族分も保険料を支払っている場合、家族分も控除の対象になります。

◎ 税制面で大きな優遇

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農業者新聞

農業の最新情報満載

全国農業新聞を購読してみませんか

発行日：毎週金曜日

購読料：月額700円(送料・税込)

※来年度より月額900円(送料・税込)に値上がり
を予定しています。

お申し込みは農業委員会事務局まで